

有効期間 5 年度 (令和 13 年 3 月 31 日まで)  
令和 7 年 5 月 22 日

各部長・参事官  
各所属長 様

警察本部長  
(地域課)

### 移植用臓器等の緊急搬送に対する協力について (通達)

臓器の移植に関する法律 (平成 9 年法律第 104 号) の規定により死体 (脳死した者の身体を含む。) から摘出された臓器、同法の規定により臓器の摘出をしようとする医師又はその摘出に必要な器材 (以下「臓器等」という。) の応急運搬は、移植医療を実施する医療機関 (臓器あっせん機関である公益社団法人日本臓器移植ネットワーク (以下「ネットワーク」という。))、同法の規定による移植を実施する医療機関又は同法の規定による移植術 (以下単に「移植術」という。) に使用されるための臓器を提供する医療機関をいう。以下同じ。) が保有する緊急自動車、公共交通機関等によって行われるが、移植術に使用されるための臓器の応急運搬は厳しい時間的制約の下で行うことが要請され、また脳死と判定された者の状態が急変する等緊急に臓器等の応急運搬が必要となる場合があるため、移植医療を実施する医療機関から緊急自動車である警察用自動車による誘導若しくは臓器等の搬送 (以下「誘導等」という。) 又は警察用航空機による臓器等の搬送の要請があった場合は、下記の要領により可能な限り協力されたい。

なお、「移植用臓器等の緊急搬送に対する協力について (通達)」 (令和 2 年 4 月 24 日付け警察本部長通達。) については、本通達の発出をもって廃止する。

#### 1 移植医療を実施する医療機関との連絡体制の確立

緊急自動車である警察用自動車による誘導等又は警察用航空機による臓器等の搬送の要請は、原則としてネットワークから行われるが、状況によってはネットワーク以外の移植医療を実施する医療機関から行われることがあるので、警察の連絡担当者に地域部地域課企画担当の課長補佐を指定し、関係する移植医療を実施する医療機関との連絡体制を確立するものとする。

#### 2 緊急搬送体制の確立

(1) 緊急自動車である警察用自動車による誘導等は、警察本部又は警察署の警ら用無線自動車によって行うこと。

なお、警ら用無線自動車が、事件・事故等の処理のため、誘導等の要請に対応することができない場合は、交通取締用自動車の活用を図る等の措置を講ずること。

(2) 110 番通報等により、移植医療を実施する医療機関から緊急自動車である警察用自動車による誘導等又は警察用航空機による臓器等の搬送の要請がなされる可能性が

あることから、地域部通信指令課総合通信指令室にあつては、輸送元及び輸送先を確認の上、警ら用無線自動車等による搬送を手配すること。

また、各所属にあつては、緊急搬送の要請に的確に応じられるよう、臓器等の応急運搬の趣旨及び緊急搬送体制について周知徹底しておくこと。

### 3 報告等

- (1) 緊急自動車である警察用自動車による誘導等又は警察用航空機による臓器等の搬送を行った場合は、別紙「臓器等の緊急搬送実施結果」により、地域部地域課宛てに報告すること。
- (2) 警察用航空機による臓器等の搬送を行った場合は、ネットワークが内規で定める臓器搬送交付金の交付対象となるが、当該交付金申請は行わないこと。

（ 本件担当 企画係  
警 電 XXXXXXXXXX ）

別紙

### 臓器等の緊急搬送実施結果

所属名 \_\_\_\_\_  
担当者 \_\_\_\_\_ 課 \_\_\_\_\_ 警電 \_\_\_\_\_

#### 1 要請受理日時

#### 2 緊急搬送状況

##### (1) 緊急搬送車両及び従事者氏名等

- 車両種別（警ら用無線自動車、交通取締用自動車等）：
- 無線呼称：
- \_\_\_\_\_ 課・隊  
階級                      氏名  
階級                      氏名

合計      名

##### (2) 出発地関係

- 住所・名称等：
- パトカー到着日時：
- 出発日時：

##### (3) 主要経由地

##### (4) 到着(引継)地関係

- 住所・名称等：  
※ 高速道路での引継の場合は、道路名・SA（IC）名等を記載
- 到着(引継)日時：

#### 4 活動内容等

※ 搬送中の交通事故、駅等における混乱、緊急走行が不要であった、パトカーの配置が遅れたなど